

静岡県告示第367号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づく二級河川坂口谷川水系河川整備計画を変更したので、同条第6項の規定に基づき告示する。

なお、二級河川坂口谷川水系河川整備計画は、令和4年4月26日から静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課、島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年4月26日

静岡県知事 川 勝 平 太